

保護者のみなさまへ

大阪市こども青少年局保育施策部 給付認定担当課長より、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言解除後の保育料の軽減及び保育施設等への入所の取扱いについてお知らせがありました。

さて、令和2年4月8日付け「新型コロナウイルス感染症に伴う保育施設等における保育料の軽減及び育児休業期限の取扱いについて」により、保育料の軽減及び育児休業期限の取扱いについて通知したところですが、令和2年5月21日付け「緊急事態宣言解除後の保育施設の対応について」により、引き続き、令和2年5月31日(日)まで保護者の就労や福祉的配慮が必要な場合等以外の方については可能な限り登園を控えていただくようお願いするとともに、令和2年6月1日(月)から令和2年6月30日(火)までの間、家庭での保育が可能な方のみ、家庭での保育の協力をお願いしているところです。

これを受け、次のとおり取扱いを変更しますので、保護者の方への周知にご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 保育料の軽減

令和2年3月以降に本市から家庭保育の協力依頼を受けて保育施設等に登園していない場合は、その日数の保育料を軽減することとしていますが、緊急事態宣言解除後に

についても、家庭保育の協力を依頼している期間中（令和2年6月30日まで）に家庭保育への協力に応じていただいた場合は、引き続き保育料を軽減することとします。

なお、軽減額や還付時期、方法などの詳細については、確定次第お知らせいたします。

### 3 育児休業期限の取扱い

現在、令和2年6月末までとしている、令和2年4月1日付け入所決定している育児休業者の復職期限について、さらに1か月延長し、令和2年7月末までとします。

### 4 求職活動を事由とする保育認定の取扱い

「求職活動」を事由とする保育認定の有効期間は、認定の効力発生日から90日を経過する日が属する月の月末までとしていますが、「求職活動」を事由として保育認定を受けている方の多くは、家庭での保育に協力いただいていることにより、求職活動の実施が困難な状況にあります。

そのため、当面の間、「求職活動」を事由として保育認定を受けている方のうち、認定の効力失効後に引き続き施設を利用するために、再度、「求職活動」を事由として認定申請を行った場合は、再認定を行い、利用調整を受けずに継続して90日を経過する日が属する月の月末まで利用できるものとします。

< 保育施設等への入所の取扱いに関する事 >